

箕面市認可外保育施設指導監督要綱

- 制定 平成二十二年十二月二十八日 箕面市教育委員会訓令第二十八号
- 改正 平成二十七年三月三十一日 箕面市教育委員会訓令第二十号
- 改正 平成二十七年六月二十四日 箕面市教育委員会訓令第三十五号
- 改正 平成二十九年四月二十七日 箕面市教育委員会訓令第十五号
- 改正 令和三年八月二十四日 箕面市教育委員会訓令第三十二号
- 改正 令和三年十一月十日 箕面市教育委員会訓令第四十六号
- 改正 令和四年十二月二十六日 箕面市教育委員会訓令第三十六号

(目的)

第一条 この要綱は、認可外保育施設について、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第五十九条第一項に基づく調査並びに同条第三項から第六項まで及び第九項の措置を含む指導監督を行い、これらの施設を利用している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

第二条 この要綱の対象は、法第六条の三第九項から第十二項までに規定する業務又は法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であつて法第三十四条の十五第二項若しくは法第三十五条第四項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第十七条第一項の規定により箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の認可を受けていないものをいう。この場合において、法第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の大阪府知事又は教育長の認可を取り消された施設又は認定こども園法第二十二条第一項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設及び法第

五十九条の二により届出が義務づけられていない施設を含む。

(指導監督基準)

第三条 教育長は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成十三年三月二十九日雇児発一七七号）」（以下「国通知」という。）に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、第七条から第十一条までに定めるとおり指導監督を行う。

(把握と事前指導)

第四条 教育長は、認可外保育施設について、届出の提出を待つだけでなく、その速やかな把握に努める。

2 教育長は、認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法関係法令及び国通知の遵守を求める。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導する。

(届出)

第五条 届出対象である認可外保育施設の設置者は、施設の設置後一か月以内に認可外保育施設設置届（様式第一号）により教育長に届け出なければならぬ。教育長は、設置後一か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出を行うよう求めるものとする。

2 届出を行った認可外保育施設の設置者は、届け出た事項に変更を生じた場合は、変更の日から一か月以内にその旨を認可外保育施設事業内容等変更届（様式第二号）により教育長に届け出なければならない。その施設を廃止し、又は、休止した場合も同様に認可外保育施設（休止・廃

止」届出書（様式第三号）により教育長に届け出なければならない。

- 3 教育長は、前二項に定める期限を過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）に基づき、過料に処することとする。届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

（届出事項の通知）

第六条 削除

（報告徴収）

- 第七条 教育長は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者（以下「設置者又は管理者」という。）に対して、年一回、期限を付して運営状況等に係る文書による報告を求めるものとする。

- 2 教育長は、次の各号に掲げる場合において、設置者又は管理者に対して、当該各号に定めるところにより、速やかに報告を求めるものとする。
 - 一 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合 様式第四号
 - 二 当該施設に、二十四時間かつ週のうち概ね五日程度以上入所している長期滞在児童がいる場合 様式第五号
- 3 教育長は、前二項に定める場合の他、必要に応じて特別に報告を求めるものとする。

（立入調査）

第八条 教育長は、届出施設について、原則として年一回立入調査を行うこととし、届出対象外施設については、別途定めるものとする。

- 2 教育長は、死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性

が高いと判断した場合も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合等には、随時、特別に立入調査を実施することとする。

（改善指導）

第九条 教育長は、立入調査の結果、国通知に照らし改善を求める必要があると認められる施設に対し、文書により改善指導を行うこととする。

なお、教育長は、立入調査の際に、必要と認められる場合は、文書で行う改善指導に先立ち、口頭による指導を行うことがある。

（改善勧告）

第十条 教育長は、施設の設置者に対し、改善指導を繰り返したにもかかわらず改善が行われない場合であつて、かつ改善の見通しが無いなど、児童の福祉にとって有害であると認められる場合は、法第五十九条第三項に基づく改善勧告を行うこととする。なお、児童の福祉にとって有害と認められる場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

2 教育長は、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合は、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するとともに、当該施設利用者に周知することとする。

（事業停止命令又は施設閉鎖命令）

第十一条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、弁明の機会を付与し、箕面市子ども・子育て会議条例（平成二十七年箕面市条例第五号）に規定する箕面市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることとする。

ただし、児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要するなど子ども・子育て会議の意見を聴く暇がない場合は、子ども・子育て会議

の意見を聴くことなく、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

一 改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であつて、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき。

二 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき。

三 当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど社会通念上著しく悪質であるとき。

2 教育長は、事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その処分の内容等について公表するものとする。

(情報提供)

第十二条 教育長は、市民に対して認可外保育施設の基本情報や現況についての情報を提供することとする。

(評価基準)

第十三条 評価の基準は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付について」(平成十七年一月二十一日雇児発第〇一二一〇〇二号)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年教委訓令第二〇号)

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年教委訓令第三五号)

(施行期日等)

1 この要綱は、訓令の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式第一号、様式第二号及び様式第四号の様式によりなされた手続は、改正後の様式第一号、様式第二号及び様式第四号の様式によりなされた手続とみなす。

3 改正前の箕面市認可外保育施設指導監督要綱の様式により作成した用紙で残存するものは、当分の間、所要の調整を行った上、改正後の箕面市認可外保育施設指導監督要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則 (平成二九年教委訓令第十五号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和三年教委訓令第三十二号)

(施行期日等)

1 この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、令和三年五月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和三年五月一日からこの要綱の施行の日までに、改正前の様式第一号から第五号により行われた手続は、改正後の様式第一号から第五号により行われた手続とみなす。

附 則 (令和三年教委訓令第四十六号)

この要綱は、訓令の日から施行し、改正後の箕面市認可外保育施設指導監督要綱の規定は、令和三年五月一日から適用する。

附 則 (令和四年教委訓令第三十六号)

この要綱は、訓令の日から施行する。